

国土強靭化地域計画の策定について

平成26年6月3日、徳島県は、国において「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」第13条に基づく国土強靭化地域計画の策定を推進するためのモデル調査実施団体に選定されました。

これを受け、翌6月4日、庁内に「国土強靭化地域計画策定プロジェクトチーム」を設置、地域計画の策定に着手いたしました。

【参考】国土強靭化地域計画策定モデル調査実施団体について

- ・応募28件（内訳：13道県、16市区町、共同応募各1を含む）
- ・決定12団体
 - ①北海道 ②千葉県旭市 ③東京都荒川区 ④新潟県新潟市 ⑤山梨県
 - ⑥岐阜県 ⑦静岡県 ⑧愛知県・同県名古屋市 ⑨和歌山県・同県和歌山市
 - ⑩徳島県 ⑪高知県・同県高知市 ⑫長崎県

国土強靭化地域計画とは

- ◇ どんな自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靭な地域」をつくりあげるための計画。
- ◇ 地域計画の策定にあたっては、国の基本計画との調和を保たなければならぬ。

基本法第十三条（国土強靭化地域計画）

都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

今後の進め方

- ① 有識者からなる「地域計画策定検討委員会（仮称）」を設置。
- ② モデル調査実施団体に派遣される専門家の助言等や市町村、防災関係機関等の意見を聞いてプロジェクトチームと検討委員会で「国土強靭化地域計画（素案）」を作成。
- ③ 県議会でのご議論や県民の皆さまのご意見も踏まえ、策定。